

石綿障害予防規則等の一部改正について (令和2年7月1日公布、令和3年4月1日施行) (1/3)




労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則等が一部改正されました。
主な改正点は以下の通りです。※一部内容は施行期日が異なります。

① 事前調査の充実・強化、吹き付け石綿等に対するみなし規定の適用

全ての解体等工事において事前調査の実施と3年間記録の保管が義務化されました。


また、石綿則第3条ただし書きのみなし規定から除外されていた吹き付け石綿等については、石綿等含有とみなし、それを除去する場合に求められる措置を前提とした、適用除外の扱いがなくなりました。

 ガラスのみの材料等、厚生労働大臣が定める特定の対象を除き、解体・改修工事に関わる全ての建築部位が調査対象となります。また下記対象物の調査については、以下の方法で差し支えありません。

対象物	調査対象物の確認方法
平成18年9月1日以降に着工した建築物、工作物若しくは船舶(日本国内で着工したのものに限る)又は同日以降に日本に輸入され日本籍となった船舶	当該事実を設計図書等で確認
有害物質一覧表確認証書がある船舶	有害物質一覧表を確認
過去に行った定期点検や定期修理等の記録などで、すでに改正後の石綿則で求める事前調査に相当する事前調査(書面等による調査及び現地調査)が行われている建築物、工作物又は船舶	当該調査の記録を確認

② 事前調査・分析を行う者の要件の新設(令和5年10月1日施行)

調査および分析者に対して一定以上の能力を有していることを満たすため、講習受講等の要件が新設されました。

 施行後に建築物の調査を行う者の種類と調査対象は以下の通りです。

種類	調査対象物
特定建築物石綿含有建材調査者 一般建築物石綿含有建材調査者 (改正前: 建築物石綿含有建材調査者)	一戸建て住宅等含めた建築物
上記2種類の調査者と同等以上の能力を有すると認められる者(制度改正前に日本アスベスト調査診断協会に登録された者)	
一戸建て等石綿含有建材調査者	一戸建て住宅等

■事業内容■

- ① 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ② ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③ 水道法第20条に基づく水質検査
- ④ 製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤ アスベスト分析
- ⑥ 絶縁油中のPCB分析
- ⑦ 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧ 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査



石綿障害予防規則等の一部改正について

(令和2年7月1日公布、令和3年4月1日施行) (2/3)



③ 届出の拡大、新設

工事開始 14 日前までに計画の届出をしなければならない対象に、石綿含有保温材等(いわゆるレベル2 建材)が追加されました。

また、以下の基準に該当する一定規模以上の建築物等の解体等工事については、石綿等の使用の有無に関わらず事前調査結果の概要等を、原則電子届によりあらかじめ労働基準監督署へ届出することが新たに義務付けされました(令和4年4月1日施行)。

- ・解体工事部分の床面積の合計が 80 m²以上の建築物の解体工事
- ・請負金額が 100 万円以上である特定の工作物^{※1}の解体工事
- ・請負金額が 100 万円以上である建築物又は特定の工作物^{※1}の改修工事

※1…反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、配管設備、焼却設備、煙突など、石綿等が使用されている可能性が高い工作物

④ 石綿等の除去作業におけるばく露防止対策措置の強化

隔離作業における石綿等の漏えい有無を確認するため、以下のような集じん・排気装置や負圧の点検頻度の見直しや、隔離を解く際に除去が完了したことが適切に確認できる能力を有する者による石綿除去完了の確認が義務付けされました。


- ・初めて作業を行う場合の作業開始後の点検に加え、集じん・排気装置の設置場所を変更した場合、その他集じん・排気装置に何らかの変更を加えた場合は、排気口からの石綿等の漏えいの有無を点検
- ・作業開始前の点検に加え、作業を中断したときは、負圧に保たれているかを点検

また、仕上げ塗材およびケイ酸カルシウム板第 1 種について、下記のような除去方法においては、湿潤な状態にすることに加えて負圧までは求めない隔離養生を行うことが義務付けされました(ケイ酸カルシウム板第 1 種については令和2年10月1日施行)。

建材の種類	除去方法
仕上げ塗材 ^{※2}	吹き付けられているかどうかに関わらず、グラインダー等の電動工具を用いて仕上げ塗材を除去する作業
ケイ酸カルシウム板第 1 種 ^{※3}	やむを得ず破砕する場合

※2…石綿含有吹き付けパーライト、石綿含有吹き付けバーミキュライト等は、引き続き吹き付け石綿等(いわゆるレベル1 建材)として取り扱う

※3…レベル3 建材は破砕を行わずに除去することを原則とする

 石綿等を湿潤な状態にすることが著しく困難な場合について、除じん性能を有する電動工具を用いる等、石綿の飛散を抑制する措置を講じるよう努めなければなりません。

石綿障害予防規則等の一部改正について

(令和2年7月1日公布、令和3年4月1日施行) (3/3)



⑤ 作業計画に基づく作業の実施状況の記録の義務化

石綿等の除去作業等を行う際、作成が義務付けられている作業計画に基づく作業状況等について、写真等により記録を作成し、3年間の保存が義務付けされました。発注者は、当該作業を行う事業者が適切に記録の作成を行うことができるよう配慮しなければなりません。

また、40年間の保存が義務付けられている労働者の作業概要・期間等の作業記録には、作業の実施状況等の記録からまとめた「ばく露防止対策の概要」についても保存を義務付ける事項として追加されました。

⑥ その他

今後、関係省庁および地方公共団体等が連携し、下記内容等に努めることとしています。

- ・ 建築材料等の種類、解体作業等の種類ごとに作業環境測定の結果をとりまとめて公表し、これらを参考にして各作業におけるリスクの把握、必要な呼吸用保護具の選定等を行うことを促進する。
- ・ 隔離空間の設計を含め工事計画を作成する者は、石綿の有害性等、石綿含有建材の除去方法や使用箇所、隔離空間の設計などの知識を有する者とするを指針で位置付けるとともに、当該知識に関する講習の受講を促進する。
- ・ 工事現場全体を施工管理する者は、工事全体の施工方法や他の作業が石綿の除去作業場に影響を及ぼさないよう、石綿の有害性等、石綿等の粉じんの発生抑制措置などに関する講習の受講を推奨する。

当社では特定建築物石綿含有建材調査者による事前調査及び試料採取、(一社)日本環境測定分析協会における「建材中のアスベスト分析技能試験」合格者、及び、(公社)日本作業環境測定協会主催「石綿分析技術の評価事業」Aランク取得技術者による分析対応をしております。

詳しくは、当社 **研究開発部 守屋、杉田**までお気軽にお問い合わせ下さい。
(フリーダイヤル：0120-01-2590 内線：378、401)



- | | |
|---------------------|----------------------|
| ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | ⑤アスベスト分析 |
| ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | ⑥絶縁油中のPCB分析 |
| ③水道法第20条に基づく水質検査 | ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| ④製品開発・品質管理に伴う化学分析 | ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |